

◇大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例

- 1 占有物件として港湾の利用の効率化を図るものに係る海浜施設の占有料を定めることにしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(大阪港湾局計画整備部施設管理課)